

○運転免許試験場コース使用許可事務取扱要領の制定について

令和5年6月27日

道本運試第1131号（施合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「運転免許試験場コース使用許可事務取扱要領の制定について」（平29. 2. 18道本運試第3193号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、新たに別添のとおり「運転免許試験場コース使用許可事務取扱要領」を定め、令和5年7月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

運転免許試験場コース使用許可事務取扱要領

第1 趣旨

運転免許試験場のコース（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第1項第2号の規定による技能試験のための施設をいう。以下同じ。）の使用許可（運転の練習に係るものに限る。以下同じ。）に係る事務の取扱いについて必要な事項は、北海道財務規則（昭和45年道規則第30号）及び運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則（平成21年道規則第82号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 用語の意義

- 1 この要領において「大型自動車」、「中型自動車」、「大型特殊自動車」、「準中型自動車」、「普通自動車」、「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」及び「一般原動機付自転車」の意義は、道路交通法に規定する当該用語の意義による。
- 2 この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。
 - (1) 運転免許試験場課長等 警察本部運転免許試験課及び方面本部交通課の長をいう。
 - (2) 運転免許試験場 札幌、函館、旭川、釧路、帯広及び北見の運転免許試験場をいう。
 - (3) 自動車 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。
 - (4) 二輪車 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。
 - (5) 自動車等 自動車及び二輪車をいう。
 - (6) 申請者 運転免許試験場のコース（以下単に「コース」という。）の使用許可を申請する者をいう。
 - (7) 使用者 コースの使用許可を受けこれを使用する者をいう。

- (8) 練習車両 使用者がコースにおいて運転の練習に用いる自動車等をいう。
- (9) 国際運転免許証等 道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。

第3 専決等

- 1 コースの使用許可に係る事務は、運転免許試験場長が専決する。
- 2 運転免許試験場長が不在又は事故あるときは、あらかじめ運転免許試験場長の指定する者が前事項の事務（取消しに係るものを除く。）を代決する。
- 3 前事項による代決をした者は、速やかにその処理の状況を運転免許試験場長に報告し、又は後関に付さなければならない。

第4 使用者及び指導員の要件等

- 1 使用者（法人その他の団体が申請者である場合は、その構成員。第12の4の事項、第13の1の事項及び第16の事項において同じ。）は、次に掲げる者でなければならない。
 - (1) 練習車両を運転することができる運転免許を現に受けている者又はこれを運転することができる国際運転免許証等を所持している者
 - (2) 前事項に掲げる者以外の者であって、指導員の運転指導を受けるもの
- 2 指導員は、1の(1)の事項に掲げる者でなければならない。
- 3 指導員の運転指導は、練習車両が二輪車である場合は指導員を^{ちよ}付立させ、又は指導員を自動車等によって併走させる方法により、練習車両が自動車である場合は運転者席の横の乗車装置に指導員を同乗させる方法により行わせるものとする。

第5 練習車両の要件

練習車両は、使用者が所有し、又は管理する自動車等（一時的に貸し出されたものを含む。）であって、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2章又は第3章に規定する保安基準に適合するものでなければならない。

第6 使用不許可の基準

コースの使用に係る申請を不許可とする基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察業務又はこれに付随する業務でコースを使用し、又は使用する予定があるとき。
- (2) コースを使用しようとする者又は指導員となろうとする者がコースその他の施設をき損し、又は大声、騒音等により運転免許試験場の秩序を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 悪天候、災害その他の事情によりコースを使用させることが適当でないとき。

第7 使用条件の付与

コースの使用許可をする場合において必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

第8 使用許可の取消しの基準

コースの使用許可の取消しの基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者が第7の事項により付された条件に違反したとき。
- (2) 第6に掲げる各事項のいずれかに該当することとなったとき。

第9 使用させる時間

- 1 コースの使用許可に基づきコースを使用させる時間（以下この事項及び次事項において「開放時間」という。）は、交通部長が（札幌方面以外の方面の開放時間にあつては、当該方面本部長が）別に定める。
- 2 開放時間は、運転免許試験場の窓口における掲示その他の方法により一般に周知するものとする。

第10 申請書の受理

- 1 コースの使用許可に当たっては、あらかじめ、申請者に行政財産（コース）使用許可申請書（特例規則別記第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させること。
- 2 申請書は、平日（北海道の休日に関する条例（平成元年道条例第2号）に規定する北海道の休日（次事項において「休日」という。）以外の日をいう。次事項において同じ。）の執務時間内に受理すること。
- 3 申請書は、申請者がコースを使用しようとする日における提出を促すこと。ただし、その日が休日であるとき、又は申請者がコースを使用しようとする時間が平日の午前中であるときは、その日の前の直近にある平日における提出を促すこと。
- 4 申請書は、申請者がコースを使用しようとする日の一の連続する時間につき、1通とさせること。
- 5 申請書の受理に当たっては、本人確認書類の写し（住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面、健康保険の被保険者証、旅券その他の申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写しをいう。第19の2の事項において同じ。）又は定款等の写し（定款、寄附行為又は規約の写しをいう。第19の2の事項において同じ。）が添付されていることを確認すること。
- 6 コースを使用しようとする者が第4の1の(1)の事項に掲げる者であっても、その者から運転に自信がない旨の説明があつたときは、可能な限り指導員の運転指導を受けるよう助言をすること。

第11 許可書等の交付

- 1 コースの使用許可の決定をしたときは行政財産（コース）使用許可書（別記第1号様式。以下「許可書」という。）を、使用不許可の決定をしたときは行政財産（コース）使用不許可決定書（別記第2号様式。以下「不許可決定書」という。）を申請者に交付すること。
- 2 コースの使用許可の取消しの決定をしたときは、使用者に行政財産（コース）使用許可取消通知書（別記第3号様式。以下「取消通知書」という。）を交付すること。

- 3 許可書若しくは不許可決定書又は取消通知書は、交付の前に写しを作成しておくこと。

第12 使用料の徴収

- 1 北海道行政財産使用料条例（昭和39年道条例第29号）別表第3の規定により、コースの使用許可に係る使用料（以下単に「使用料」という。）は、次の各事項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める額とされている。
 - (1) 大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車 1台30分につき810円
 - (2) 準中型自動車及び普通自動車 1台30分につき700円
 - (3) 二輪車 1台30分につき580円
- 2 使用料は、行政財産（コース）使用料納付書（特例規則別記第2号様式。第19の2の事項において「納付書」という。）に、これに相当する額面の北海道収入証紙を貼付させた上、納付させること。
- 3 使用料を納付させる時期は、原則としてコースの使用直前とすること。
- 4 使用者が第4の1の(1)の事項に掲げる者であるときは、使用者（使用者が指導員の運転指導を受ける場合は、使用者及び指導員。以下この事項において同じ。）の所持する運転免許証又は国際運転免許証等の提示を求め、使用者が練習車両を運転することができる者であることを確認すること。ただし、使用者が練習車両を運転することができる者であることが明らかな場合は、この限りでない。

第13 標識の交付

- 1 使用料が納付されたときは、使用者に対し、次の各事項に掲げる練習車両の区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める標識を交付すること。
 - (1) 自動車 自動車に表示させる標識
 - (2) 二輪車 使用者に表示させる標識（使用者が指導員の運転指導を受ける場合は、併せて指導員に表示させる標識）
- 2 前事項の標識の形象、表示方法等は、別表のとおりとする。

第14 使用の辞退等

使用者が第15の1に掲げる各事項に該当する場合は、コース使用辞退等報告書（別記第4号様式）を作成すること。

第15 使用料の還付

- 1 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各事項に掲げる場合は、それぞれ当該各事項に定める額を還付する。
 - (1) 一の申請により使用許可を受けた時間の全てについて、コースを使用しなかった場合 全額
 - (2) 一の申請による既納の使用料の額に対応する時間のうち、コースを使用しなかった時間が通算して30分以上ある場合 当該コースを使用しなかった時間（分）を30で除して得た値から小数点以下を切り捨て、これに第12の1の各事項の額を乗じて得た額

- 2 前事項ただし書による還付は、口座振替払又は隔地払の方法により行うこと。この場合において、口座振替払の方法によるときは、使用者から振込先口座を確認できる書面を徴すること。

第16 標識の返納

使用者がコースの使用を終えたときは、第13の1の事項の標識を遅滞なく返納させること。

第17 事故発生時の措置

コースにおいて事故が発生したときは、当事者の責任において解決させるほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 負傷者があるときは、直ちにこれを救護すること。
- (2) 当事者及び当事車両を遅滞なくコース外に誘導する等してコース内の安全を確保すること。
- (3) 当事者から事故の概要を聴取し、速やかに運転免許試験課長等に報告すること。
- (4) コースその他の施設がき損したときは、当事者の責任において、原形に回復させ、又は損害額を賠償させること。

第18 報告

- 1 運転免許試験場の職員は、日ごとの取扱結果をコース使用許可取扱日別結果表（別記第5号様式）により、翌日以降、速やかに運転免許試験場長に報告しなければならない。
- 2 運転免許試験場長は、月ごとの取扱結果をコース使用許可取扱月別結果表（別記第6号様式）により、毎月、運転免許試験課長等に報告しなければならない。

第19 関係書類の保存等

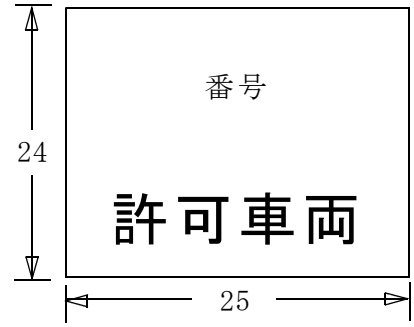
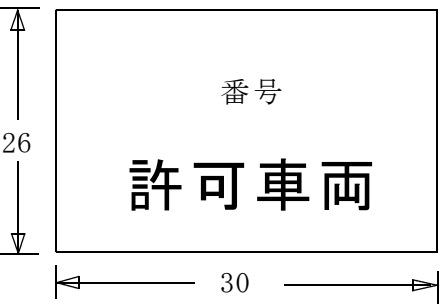
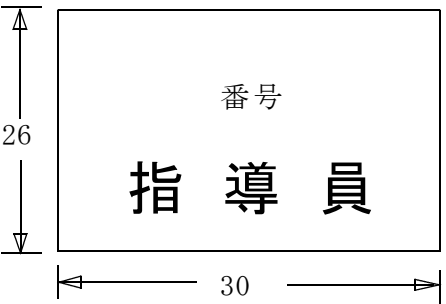
- 1 公有財産使用許可簿（特例規則別記第3号様式）は、日ごとに作成し、運転免許試験場に備え付けるものとする。
- 2 コースの使用許可に係る関係書類は、申請書、本人確認書類の写し又は定款等の写し、許可書又は不許可決定書の写し、納付書その他関係書類の順に編さんし、当該会計年度経過後5年間保存するものとする。

第20 経過措置

この要領の実施の際現に「運転免許試験場コース使用許可事務取扱要領の制定について」（平29. 2. 18道本運試第3193号）に基づいて作成している用紙がある場合においては、この要領の定めにかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表（第13の2の事項関係）

標識の形象、表示方法等

区 分	形 象	表示方法
自動車に表示させる標識（マグネットシート）		助手席側ドアの見やすい位置に表示させること。
使用者に表示させる標識（ゼッケン）		胸部及び背部に表示させること。
指導員に表示させる標識（ゼッケン）		胸部及び背部に表示させること。

注1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

- 2 自動車に表示させる標識の地色は白色、文字色は黒色とする。
- 3 使用者に表示させる標識の地色は黄色、文字色は黒色とする。
- 4 指導員に表示させる標識の地色は水色、文字色は黒色とする。

別記第1号様式（第11の1の事項関係）
（表）

行政財産（コース）使用許可書		第	号指令
使用者	様		
年 月 日	付け申請のコースの使用は、次の条件を付して許可します。		
年 月 日			
		北海道警察本部長 （ 方面本部長）	印
記			
1	使用の用途		
	<input type="checkbox"/> 運転免許を取得するための運転の練習		
	<input type="checkbox"/> 運転技能の向上を図るための運転の練習		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
2	使用年月日		
	年 月 日		
3	使用時間		
	時 分から		
	時 分まで		
4	使用許可場所		
5	使用料		
	円		
6	使用する自動車等の種類及び自動車登録番号等		
	<input type="checkbox"/> 大型自動車 <input type="checkbox"/> 中型自動車 <input type="checkbox"/> 大型特殊自動車		
	<input type="checkbox"/> 準中型自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車		
	<input type="checkbox"/> 自動二輪車（一般原動機付自転車を含む。）		
7	<u>登録番号等</u>		
	使用許可条件		
8	留意事項		

- 注1 には該当事項に✓印を付すこと。
2 使用者が複数人であるときは、使用者全員の氏名を使用者欄に記載し、代表者にこの許可書を交付すること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、この処分のうち使用料の徴収に関する処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第229条第4項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

使用許可場所の図面

別記第2号様式（第11の1の事項関係）

行政財産（コース）使用不許可決定書	
申請者	第 号指令
様	
年 月 日	付け申請のコースの使用は、次の理由により許可できません。
年 月 日	
	北海道警察本部長 印 (方面本部長)
理由	
教 示	
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（上記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

注1 申請者が複数人であるときは、申請者全員の氏名を申請者欄に記載し、代表者にこの不許可決定書を交付すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第11の2の事項関係）

行政財産（コース）使用許可取消通知書

次の理由により行政財産（コース）の使用許可を取り消したので通知します。

年 月 日

北海道警察本部長
（ 方面本部長）



指令番号	
使用者	
許可日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 分間
取消時間等	<input type="checkbox"/> 全許可時間の取消し <input type="checkbox"/> 一部許可時間の取消し (時 分から 時 分まで 分間)
取消理由	<input type="checkbox"/> 除雪のため <input type="checkbox"/> 路面状況悪化のため <input type="checkbox"/> 悪天候のため <input type="checkbox"/> その他 ()

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（上記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 使用者が複数人であるときは、使用者全員の氏名を使用者欄に記載し、代表者にこの取消通知書を交付すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第14の事項関係）

コース使用辞退等報告書

年 月 日

運転免許試験場長 殿

職名

氏名

印

コースの使用辞退等の確認状況は、次のとおりであるから報告する。
記

確認手段等	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 連絡なし
指令番号	
確認区分	<input type="checkbox"/> 使用辞退（ <input type="checkbox"/> 使用料納付前 <input type="checkbox"/> 使用料納付後） <input type="checkbox"/> 許可時間の中からコースを使用 <input type="checkbox"/> 許可時間の中でコースの使用を辞退
確認日時	年 月 日 時 分
申出者	(連絡先)
使用者	
許可日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 分間
未使用時間	<input type="checkbox"/> 全許可時間 <input type="checkbox"/> 一部許可時間 (時 分から 時 分まで 分間)
還付の必要性	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無
備考	

- 注1 には該当事項に√印を付すこと。
 2 指令番号欄には使用者に係る許可書の指令番号を記載すること。
 3 使用者が複数人であるときは、使用者全員の氏名を使用者欄に記載すること。
 4 許可日時欄には使用者に係る許可年月日時を記載すること。
 5 規格は、A列4番縦長とする。

運転免許試験場長 殿

係名
職名
氏名

コース使用許可取扱日別結果表（ 月 日分）

車種 区分	使用目的別件数等							
	新規免許取得		運転技能向上		その他		件数 総計	使用料 総計
	件数	使用料合計	件数	使用料合計	件数	使用料合計		
大型等								
準中型等								
二輪等								
合計								

注1 大型等は大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車、準中型等は準中型自動車又は普通自動車、二輪等は大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車をいう。

2 規格は、A列4番縦長とする。

年 月 日

運転免許試験課長 殿
（ 課長）

運転免許試験場長

コース使用許可取扱月別結果表（ 月中）

車種 区分	使用目的別件数等							
	新規免許取得		運転技能向上		その他		件数 総計	使用料 総計
	件数	使用料合計	件数	使用料合計	件数	使用料合計		
大型等								
準中型等								
二輪等								
合計								

注1 大型等は大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車、準中型等は準中型自動車又は普通自動車、二輪等は大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車をいう。

2 規格は、A列4番縦長とする。